

# 臨時福祉給付金（経済対策分）の受付について

※申請書は対象と思われる方に郵送しております。



## ○支給対象者

- ◆平成28年度の住民税が課税されていない方
- ◆平成28年度臨時福祉給付金（3,000円）の支給対象者の方  
（平成28年度臨時福祉給付金（3,000円）を受給したか否かは問いません）

※ただし、課税されている方の扶養となっている方、生活保護受給者は対象外です。

## 支給額は一人につき15,000円

平成28年度分の所得が未申告の場合、住民税が非課税であることの確認がとれず、臨時福祉給付金の支給対象になりません。

所得がない方も、所得の申告をお願いします。

※所得の申告は税務課で随時受け付けております。  
美波町役場 税務課 ☎77-3615

◆受付期間 **3月1日(水)～5月31日(水)**

※土・日及び祝日は除きます

◆受付時間 **午前9時から午後5時まで**

◆受付場所 **美波町役場本庁・由岐支所**

（阿部出張所では受付出来ません）

※最近転入された方は、平成28年1月1日に住民登録がある市町村で申請してください。



「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の  
“振り込め詐欺” や “個人情報の詐取” にご注意ください。

市町村や厚生労働省などがかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎77-3613